

庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について（以下「参加必要資格」という。）第11条の規定により、競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格の対象業務)

第2条 この参加必要資格で取り扱う庁舎等の維持管理業務とは、県庁舎の維持管理上必要とされる一般的な業務（別表1）とし、庁舎固有の業務に伴い発生する医療廃棄物の処理、学校給食業務、動物飼養管理業務、ダム管理施設保守管理業務、流域下水道事務所の計装設備点検業務、試験研究機器等の点検整備等については対象としないものとする。

(申請書の添付書類)

第3条 参加必要資格第3条第4号に規定する秋田県税に滞納のないことの証明書は、秋田県税の納税確認に関する同意書（様式第1号）に代えることができるものとする。

2 参加必要資格第3条第9号に規定する知事が別に定める書類とは、入札参加を希望する業務調査書（様式第2号）及び役員情報一覧表（様式第3号）とし、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に添付するものとする。

なお、住所又は本店所在地が秋田県以外にある場合は、支店・営業所等一覧表（様式第4号）を併せて添付するものとする。

(申請書の受付時期等)

第4条 申請書の提出先及び方法等は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 提出先

秋田県出納局財産活用課又は各地域振興局総務経理課（別表2）

(2) 受付時期

平成22年又は同年から2年目ごとの各年（資格審査を受けようとする年に限る。以下「審査基準年」という。）の7月1日から同年8月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送の方法によるものとする。

なお、郵送にあつては、受付期間末日の消印までを有効とする。

(4) 提出部数

申請書及び添付書類ともに各1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、申請書の提出時期及び登録名簿登録日表（別表3）で定める知事が指定した日まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）に申請書を提出し、資格審査を受けることができる。

3 前項の規定により申請書を提出し決定を受けた資格者の資格の有効期間は、申請書の提出期間ごとに登録名簿登録日表（別表3）で定める。

(資格審査)

第5条 資格審査は、参加必要資格第1条に掲げる資格について行うものとする。

(競争入札参加資格者の決定及び登録)

第6条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者を決定したときは、競争入札参加資格決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、庁舎維持管理

業者登録名簿（様式第6号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

（資格者の決定の取消し及び効力の停止）

第7条 参加必要資格第8条の規定により資格者の決定を取消し、又はその効力を停止したときは、直ちにその旨を当該登録名簿に登録されている者に通知するものとする。

- 2 知事は前項の規定により資格者の決定を取消し、又はその効力を停止しようとするときは、競争入札参加資格者資格審査委員会で審査するものとする。
- 3 競争入札参加者の資格効力の停止基準については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年12月22日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年12月27日から施行する。

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

この要領は、令和7年3月1日から施行する。